

大阪府障害者福祉事業団
令和4年度 こども発達支援センター風
利用に関するお願い

- 傷害保険の個人加入について
療育時の不慮の事故・怪我また他の利用者および設備等に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただくことがあります。そのため、療育を受けられる場合は、その損害に備えて障がい児を対象とした傷害保険・損害保険に加入していただくことをお勧めしています。加入内容等については、相談に応じさせていただきます。
- 療育時のきょうだい児の同伴について
親子同室で療育を行う場合など、療育プログラムの内容によっては、きょうだい児、特に小さいお子さんの療育室への入室をお断りする場合がありますので、ご了承ください。
- 見学者・研修生の受け入れについて
本事業の重要性や療育の必要性を広くご理解いただくために、見学者や研修生の受け入れを予定しております。受け入れに際しては、個人情報の保護および療育を受けられる児童への影響等には充分留意いたします。
- 療育時のビデオ・写真撮影および外部での使用について
こども発達支援センター風の家族向け研修やこども発達支援課（風含む）の職員向け研修で療育場面のビデオや写真を使用する場合があります。趣旨をご理解の上、同意いただきますようお願いいたします。なお、外部向け研修に関しては、別途個別に確認させていただきます。
また、ご家族の方のビデオ、写真撮影については、他者のプライバシー保護のため、撮影した内容を確認させていただきます。
- 保護者研修について
当センターでは、療育を受けられるご家族の方を対象とした、研修会を予定しています。必ず参加してください。
- 療育期間および利用の中止の手続きについて
本事業の療育期間は令和4年4月1日から令和5年3月末までの1年間となっております。何らかの理由で当センターの利用を中止される場合は、最終療育日の1ヶ月前までに所定の用紙にご記入の上、担当スタッフまで提出してください。
- 療育日の振り替えおよび療育の時間帯について
個人の都合による欠席に伴う療育日の振り替えには応じかねます。また、遅刻された場合も、療育の時間帯は変更できませんのでご了承ください。ただし、プログラム内容の変更により一部、療育実施日の変更のお願いをする場合がありますのでご了承ください。
- 障がい児通所給付制度の利用について
申し込みに際して、療育手帳の有無は問いませんが、利用決定後、児童発達支援事業等利用における障害福祉サービス受給者証の申請を必ずさせていただきます。
- 児童発達支援センター（障がい児通園施設）及び風以外の児童発達支援事業所等をご利用の方は、同日のご利用は、制度上できませんのでご注意ください。